

2023 年度 事業計画書 健生ナーサリー

はじめに 2023 年度の事業計画の策定にあたり、2023 年 5 月 8 日に 5 類に移行する新型コロナウイルス【新型コロナウイルス感染防止対策】として厚生労働省・自治体・関係各所の通達および各種ガイドラインを基に感染防止対策に細心の注意を払い衛生的な保育環境にて保育を提供してまいります。

第 1 章 事業者

| | |
|------------|-----------------------|
| 事業者名称 | 有限会社 健生メディカルコーポレーション |
| 主たる事務所の所在地 | 名古屋市緑区神沢三丁目 303 番地の 1 |
| 法人種別 | 有限会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 竹中敬一郎 |
| 電話番号 | 052-878-6621 |

第 2 章 ご利用施設

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 施設の種別 | 企業主導型保育事業 |
| 施設の名称 | 健生ナーサリー |
| 施設の所在地 | 名古屋市緑区神沢二丁目 1409 番地 |
| 施設管理者 | 竹中敬一郎 |
| 保育責任者（副主任保育士） | 高木暁子 |
| 連絡先 | 電話 052-878-9231 FAX 052-680-9081 |

第 3 章 施設の目的・運営方針・卒園時の姿、保育理念・保育目標

健生ナーサリー（以下、「当園」という。）は、内閣府所管の制度「仕事・子育て両立支援事業」による企業主導型保育事業を活用した保育園で自社の従業員のお子様、共同利用契約法人のお子様、一般の地域のお子様を利用できる 12 名定員 0 歳児（6 ヶ月～）～5 歳児までの異年齢保育の小さな保育園で、認可保育所と同等の保育内容・設備・運営基準にて充実した設備と保育士・保育職員等の配置にて手厚い保育サービス・幼児教育を提供いたします。また児童福祉法（平成 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号、令和 2 年 4 月 1 日改定）等の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

利用児童は、従業員枠（自社・共同利用契約法人）と地域枠（一般）の 2 種類あります。
 ○従業員枠は、自社および共同利用契約法人の従業員のお子様を利用できる定員枠です。
 ○地域枠は、地域のお子様、一般のお子様を利用できる空き定員枠です。（総定員の 50%以内）

- 特別地域枠：認可保育所の不承諾通知・保留通知の方の地域枠です。（総定員の50%を超えて利用可能）
- 0歳時～5歳卒園まで連携園の健生キッズベアと利用調整を行い継続した保育サービスを利用いただけます。
- 保育料も認可並みの月額料金となっており、さらに必要に応じて保育料の減免措置もご相談いただけます。
- 幼児教育無償化対象施設です。（対象：3歳～5歳、※0歳～2歳住民税非課税世帯）
- ※非正規労働者優先受入枠3名（受入推進枠）あり。

当園においては、躰（しつけ）と教育を重要視し、下記の【目指している卒園時点での園児の姿】、【保育理念】、【保育目標】を設定しています。

【目指している卒園時点での園児の姿】

健生グループの各保育園では、一人ひとりの園児さんに卒園までに人生の基盤となる基礎的な力下記の①～⑤までの資質を身につけられるように丁寧な育成を目指して日々の保育を実践いたします。

- ①発達に応じた心身の成長と基礎体力。
- ②基本的な学ぶ姿勢（傾聴力・注視力・理解力・判断力・意思表示力・行動力）を身につける力。
- ③周囲のお友だちや周囲の人と協調し物事に共同的に取り組むことが出来る力。
- ④常に思いやりと優しさや忍耐力を持って自主的に行動がとれる力。
- ⑤グループ（4～6人）内での円滑なコミュニケーションをとれる力。

【保育理念】

健生グループの各保育園がもっとも大切にしている保育（保育理念）は下記の3つです。

- ①「健やかな発達と健康」＝楽しく遊び・運動・活動する保育
 - ②「教育（幼児教育）」＝楽しく学び、考え、発想し、創造し、表現できる保育
 - ③「身近自立（ルール・マナー・しつけ）」＝わかりやすく・具体的に・丁寧に・くりかえし伝える保育
- ①～③を楽しい園生活の中で学ぶことです！

【保育目標】

●豊かな感性（感情）創造力を養う

私たちは、こども一人一人の感じ方や発想を尊重しながら、更なる感性を磨くために、こども園での1日の生活の中で、さまざまな体験・教育・運動・音楽療法・創作活動等を通じて豊かな感性と創造力を育みたいと思います。

●優しさや思いやりを育む

私たちは、こども一人一人が優しさや思いやりを社会生活の中で相手に伝えたり自分で表現できたりすることができるように園生活の中でコミュニケーション・感性教育、ルールや規則等の学習や体験を通じて成長を支援したいと思います。

●忍耐力と行動力を身につける

私たちは、こども一人一人が広く多様な思考力や創造性・イメージ力をのびのびと養う事が出来る

ように園生活の中で多様な教材や指導にて「様々な考えを継続して展開するために思考し続ける忍耐力」を身につけていただくように指導していきたいと思ひます。

●健康な身体（からだ）作り

私たちは、こども一人一人の心身の状況・年齢に応じた安全で楽しい運動指導をおこない健康・知能・言語・社会性などの伸長につながる幼児期からの触角、視覚、聴覚を刺激する運動を通して手で触れる、目でとらえる、耳で感じて動くという子供の精神や身体の成長をバランス良く促していきます。

●笑顔（笑い）

私たちは、こども一人一人が園生活の中でさまざまな経験を得て喜怒哀楽の中、笑顔で過ごせるような環境を提供したいと思ひます。

第4章 施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|-------|--|
| 敷地 | 敷地全体 | 492.91 m ² |
| | 屋外遊戯場 | 95.22 m ² |
| 園舎 | 構造 | 木造2階建1階部分 |
| | 延べ面積 | 100 m ² |
| | | 保育スペース：57.43 m ² （乳児室15 m ² 、ほふくスペース25 m ² 、保育室17.43 m ² ） ※各保育スペースは、実利用年齢数に応じてスペースをレイアウト変更いたします。 |

(2) 主な設備

| 設備 | 居室数 | 備考 |
|---------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | (0歳児、1歳児) |
| ほふく室 | 1室 | (0歳児、1歳児) |
| 保育室 | 1室 | 2歳児クラス 3歳児・4歳児・5歳児クラス（3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの異年齢保育） |
| 遊戯室 | 0室 | 保育スペースを代用 |
| 調理室 | 1室 | 専用 |
| 保健室 | 1室 | |
| 職員室 | 1室 | |
| 園児用トイレ | 1室 | 便座小1、大1、男子用1 |
| 木浴室（UB） | 1室 | |

第5章 利用定員

| 認定区分 | | 利用定員（19名）異年齢保育 |
|----------------------|-------|----------------|
| 2号認定子ども（3歳児～） | | 5人～ |
| 3号認定子ども （0歳児～2歳児） | 満1歳以上 | 8人～ |
| | 満1歳未満 | 6人～ |

※利用定員は利用年齢により変動します。

第6章 職員の配置状況

当園では、「児童福祉法」、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」、「企業主導型保育事業各種要項」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

法令基準の保育従事者数

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

* 上記の区分に応じた数の合計に「1」を加えた数以上の
保育従事者を配置することが必要です。（最低2人配置）

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------------|----|----|-----|---------------------|
| 施設管理者 | 1 | | 1 | 法人（健生メディカルコーポレーション） |
| 保育責任者（副主任保育士） | 1 | 1 | | 保育責任者（副主任保育士）・保育士兼務 |
| 保育士（保育責任者含む） | 8 | 3 | 5 | 保育責任者兼務1名 |
| 保育従事者（子育て支援員） | 2 | 1 | 1 | 受講済みの者 |
| 保育補助者雇上強化加算職員 | 1 | 1 | | 受講済みの者 |
| 保育補助（子育て支援員） | 1 | 1 | | 受講済みの者 |
| 調理員 | 1 | | 1 | |
| 管理栄養士 | 1 | | 1 | 健生保育園からの支援 |
| 連携推進加算職員 | 1 | 1 | | 非常勤2名で常勤換算1名も可 |
| 看護師（病児保育） | 1 | 1 | | 病児保育専任・常駐 |

※ その他、園児数により必要に応じて職員を配置しております。

第7章 職員の勤務体制

| 職種 | 勤務体制 | 備考 |
|----|------|----|
|----|------|----|

事業計画書（保育園用）

| | | |
|-----------|--|--------------------------------------|
| 園長 | 7：30～18：30 | シフト勤務 |
| 主任保育士 | 8：00～17：00 | シフト勤務 |
| 保育士 | 早番 7：30～16：30 日勤 8：00～17：00 遅番1 8：30～17：30 遅番2 8：30～17：30 遅番3 9：00～18：00 遅番4 9：30～18：30 遅番5 10：00～19：00 遅番6 10：30～19：30 | *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。 |
| 事務職員 | 8：00～17：00 | |
| 調理員 | 8：00～17：00 | *勤務時間内でのローテーションにより、勤務日及び勤務時間帯は異なります。 |
| 管理栄養士 | | |
| 法人担当役員（主） | 18：30～19：00 | 管理業務等 |
| 法人担当役員（副） | 不定期 | 管理業務等補佐 |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8章 保育を提供する日、時間

| | | | |
|----------------|------|----------------|--------------------|
| 開所曜日 | 2・3号 | 月・火・水・木・金・土 | |
| 開所時間 (延長保育) | 2・3号 | 平日 | 7：30～18：30（～19：30） |
| | | 土曜日 | 7：30～18：30（～19：30） |
| | | 日曜日・祝日 年末年始 | 休園日 |
| | | コア時間 | 8：00～16：00 |

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

第9章 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念と特徴

当園と既存の保育園や幼稚園との大きな違いは、19定員による小人数制のきめ細かな保育環境です。園長を含む保育士10名（常勤4名、非常勤6名）により、0歳児～年長までの異年齢保育と障がい児等の保育を健常児とハンディのある児童を区別することなく同様の環境下（統合保育）で早期の幼児教育・保育を行うという点です。通常の保育園や幼稚園のような大人数ではなく、小集団で個性を認め基本的な基礎教育・社会的なルール・マナー・生活動作・集団適応性をしっかりと養えるように丁寧に指導し

ていきます。もちろん小集団だけでなく各クラスとの合同授業やレクレーション、食育実習、園外学習等で学び成長につなげるように大集団の場も多く取り入れています。大集団で学ぶこと、小集団で学ぶこと、こども達は、様々な環境の中で互いに学びながら様々な体験を通し切磋琢磨しながら1つ1つ自立に向けて学習力・生活力を養っていきます。ハンディのある子は自分より出来るこどもの行動・姿勢・教えを、見・聞・感じ・関わりながら指導者のきめ細かな指導により多くを学んでいきます。また、ハンディの無い子も同じ学び舎の中で個性を認め合い生活を共にし、いたわりの気持ちを持ち助け合う事の意味を学び、人間性を豊かに育くみながら大きく成長していきます。

保育士側も教える事で自分の内面や姿勢を振り返り反省や新たな発見を見出し指導者としてだけでなく人間として成長していきます。このように園全体がみなで成長していく育成環境という点が大きな特徴です。保育の実施にあたり「第3章 施設の目的・運営方針・卒園時の姿、保育理念・保育目標」を念頭に安心・安全の保育を実践していきます。

(1) 当園の保育の内容に関する全体計画

[6か月から1歳3か月未満期]

一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行います。

[1歳3か月から2歳未満期]

生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を提供します。

[2歳期]

生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しながら、模倣やごっこ遊びの中で支援者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験していきます。

[3歳期]

遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助していきます。

[4歳期]

自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期です。このような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めていきます。

[5歳期]

自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期ですので、児童の主體的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助します。

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

| 平 日 | | 土 曜 日 | |
|------|---------------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 時間 | 活 動 | 時間 | 活 動 |
| 7:30 | 開園・早朝保育 ・検温・健康状態の確認。 ・トイレ・おむつ交換 | 7:30 | 開園・早朝保育 ・検温・健康状態の確認。 ・トイレ・おむつ交換 |

事業計画書（保育園用）

| | | | |
|--|---|-------|---|
| | ・異年齢合同保育（自由遊び） | | ・異年齢合同保育（自由遊び） |
| 8:00 | 登園・コア保育 ・順次・検温・健康状態の確認 ・トイレ・おむつ交換 ・室内での自由遊び | 8:00 | 登園・コア保育 ・順次・検温・健康状態の確認 ・トイレ・おむつ交換 ・室内での自由遊び |
| 9:00 | 朝の会 ・おはようの歌を元気よく歌う。 ・今日の予定をみんなで確認。 ・深呼吸にあわせてラジオ体操 | 9:00 | 朝の会 ・おはようの歌を元気よく歌う。 ・今日の予定をみんなで確認。 ・深呼吸にあわせてラジオ体操 |
| 9:30 | 幼児教育 基礎教育は国語、算数、英語を中心に、 音楽、体育、園外学習、体験学習、食育等。 | 9:30 | 幼児教育 基礎教育は国語、算数、英語を中心に、音楽、体育、 園外学習、体験学習、食育等。 |
| 11:30 | 昼食（給食） ・食事のマナーを学習、スプーン・フォーク・お箸の 使い方を学び、しっかり噛んで食べる事、 食べ物の大切さや感謝の気持ちを育む。 | 11:30 | 昼食（給食） ・食事のマナーを学習、スプーン・フォーク・お箸の 使い方を学び、しっかり噛んで食べる事、食べ物の 大切さや感謝の気持ちを育む。 |
| 13:00 | 昼休（昼寝） ・午睡は60分以内。 *お昼寝しない子は自由遊び *3歳児以上は自由遊び （夏季は午睡） | 13:00 | 昼休（昼寝） ・午睡は60分以内。 *お昼寝しない子は自由遊び *3歳児以上は自由遊び （夏季は午睡） |
| 14:00 | 保育育成 身体と感性と思考を使って楽しくレクリエーション | 14:00 | 保育育成 身体と感性と思考を使って楽しくレクリエーション |
| 15:00 | おやつ | 15:00 | おやつ |
| 15:30 | 帰りの会 | 15:30 | 帰りの会 |
| 16:00 | 降園 | 16:00 | 降園 |
| 16:00 | 夕方保育 | 16:00 | 夕方保育 |
| 18:30 | 閉園 | 18:30 | 閉園 |
| 18:30 | 延長保育 | 18:30 | 延長保育 |
| 19:30 | (利用料+おやつ代) | 19:30 | (利用料+おやつ代) |
| 延長保育 18:31～最大 19:31 まで ※予約制（事前・直前の場合は電話連絡） | | | |

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食については対応できない場合もあります。

※ 4・5歳児は4月～8月を午睡します。これ以外の期間については、午後の自由遊びのあと30分程度、部屋での休息時間を設けます。また、お子様の状況（疲労等）を勘案し、必要に応じて午睡を設定する場合があります。

| 月 | 行事 |
|----|--------------------|
| 4月 | 月例避難訓練等、慣れ保育 |
| 5月 | 月例避難訓練等、園外活動（場所未定） |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 6月 | 月例避難訓練等、歯科検診、内科検診、運動会（予定） |
| 7月 | 月例避難訓練等、プール、たなばた、農業体験（～8月） |
| 8月 | 月例避難訓練等、プール |
| 9月 | 大規模防災避難訓練、作品展 |
| 10月 | 月例避難訓練等、農業体験、園外活動（場所未定） |
| 11月 | 月例避難訓練等、健康診断、保護者個別面談（～2月） |
| 12月 | 月例避難訓練等、クリスマス会、くまのこ会、大掃除、年末休み（12月29～） |
| 1月 | 年始休み（1月3日まで）、月例避難訓練、お正月遊び |
| 2月 | 月例避難訓練等、節分 |
| 3月 | 月例避難訓練等、ひな祭り会 |

（6）給食の提供

3歳未満児 完全給食

3歳児以上 おかず給食（主食費・副食費実費負担）

アレルギー対応

（7）認可保育所・認可小規模保育との連携

健生保育園（名古屋市認可）：緑区神沢 2-1408

健生くまのこ園（名古屋市認可）：天白区高島 1-1804

健生キッズベア（企業主導型保育）：緑区神沢 3-114

連携施設でもある健生保育園との交流を活発に行います。定期的に健生ナーサリーの園児と保育士が交流に出向き、健生保育園等の園児と共に活動しながら多くを学びます。また逆に、健生保育園等の園児も健生ナーサリーに保育士と共に出席して交流いたします。多くのお友達との相互交流を通して健やかな成長をサポートいたします。また、健生くまのこ園、健生キッズベアの児童と合同英語学習や運動等の活発な連携・交流を行っております。

【連携内容】

- ・園児交流（交流保育）
- ・保育の質の向上支援および業務等アドバイス
- ・管理栄養士による給食等アドバイス支援（献立等共有）
- ・保育士のヘルプサポート
- ・代替保育士（非常勤）相互支援
- ・各種合同訓練
- ・その他

（8）各種研修について

各種研修は、自治体主催および関係各所の研修、法人研修、自園研修、キャリアアップ研修等、計画的に参加・受講することに努める。主な研修は下記の通り。

| 研修名 | 回数・日にち | ねらい内容（すべて仮題です） | 対象者 |
|-----|--------|----------------|-----|
|-----|--------|----------------|-----|

事業計画書（保育園用）

| | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 中堅前期研修 | 2回/年 | 自己の保育を振り返り、さらなる保育内容の充実に向けて基礎理論や技術及び専門的知識を学び、保育への意欲を高める。 人権感覚を磨き、保育所等職員としての資質向上を図る。 ①「保育内容・指導計画」 「人権保育」 「統合保育」 「保健衛生」 ②「グループ討議」 | 保育士・保育教諭、看護師、保健師ローテーション勤務対応保育士(公保第1回のみ) |
| 子育て支援員 (地域型保育) 研修 | 4回/年 未定 1回につき講習5日間+実習2日間+心肺蘇生法半日 | 基礎理念及び乳幼児における基礎的知識・技術等を幅広く習得する機会とする。実践の学習を通して、より事業所への理解を深め、働く意欲へとつなげる。 | 無資格の保育従事者 |
| 現任研修 | 2回 未定 1回につき講習3日間 | 保育を取り巻く様々な社会状況の中で、多様化する保育内容に応じていくために研修を実施し、保育施設の質の向上とともに児童福祉の向上を目指す。 | 子育て支援員研修を修了した保育従事者 |
| 認可外保育施設研修会 | 1回 未定 | 一人一人を大切に保育や事故の防止に関する理解を深め、保育の質及び職員の資質向上を図る。 幼児教育・保育の無償化など、昨今の保育施策の動向について学ぶ。 「保育施設における事故防止・安全対策」 「保育施策の動向について」等 | 施設長、保育士等 |
| 専門研修 | 1回 1月 | 子どもを取り巻く環境や社会情勢に目を向け、多面的に教育・保育を考えるための情報と知識を学ぶ。研修を通して専門職としての資質向上を図る。 「保育環境」 | 園長・副園長・保育士・看護師 |
| 多文化共生保育研修 | 1回 8/26 | 子どもを取り巻く環境や社会情勢に目を向け、多面的に教育・保育を考えるための情報と知識を学ぶ。 人権保育の推進と展開のために必要な知識を身につけ、保育者としての資質向上を図る。 「外国籍の家庭支援と子どもの発達支援」 | 園長・副園長・保育士・看護師 |
| (財) 児童育成協会委託の各種研修 | 未定 | 施設長研修、子育て支援員研修、安全研修、その屋 | 設置者、管理者、施設長、保育士、保育従事者、その他 |
| その他、自治体、社会福祉協議会、その他団体等の各種研修 | 都度申込 | 各種キャリアパス研修、新人研修、初任者研修、中堅研修、管理者研修、救急救命研修、AED研修、障がい児等支援研修、その他 | 設置者、管理者、施設長、保育士、保育従事者、その他 |

(9) その他の事業の実施状況

・障がい児等保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

(1) 保育標準時間認定：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定：やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分まで及び16時00分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

第10章 利用料金等

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

当園が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、当園が定める利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

主な費用は下記の通り、詳細な料金表は入園説明時等に配布する料金表を参照。

| 区 分 | 項 目 | 負 担 額 |
|-----------|--------------------------|----------------------------|
| 入園時に要する費用 | 入園用品（0歳～5歳） | 6,000円～15,000円程度 |
| 便宜に要する費用 | 主食費（3歳児以上） | 月額1,000円 |
| | 副食（3歳児以上） | 月額4,500円 ※日割225円/日 |
| | 教材費 | 年額3,500～5,000円程度 |
| | 行事への参加費用 | 年額50円～1,000円程度 |
| | 特別行事費 | 年額50円～1,000円程度 |
| | 講師費（運動指導講師・英語講師） | 月額2,500円（0歳児除く） |
| | オムツ廃棄費 （オムツ使用の児童のみ徴収） | 0歳児 750円/月 1歳児以上 250円/月 |

| | | |
|----------------------------------|---|---------------------------|
| | タオルケット、毛布・おねしょシーツ貸出費・洗濯費 | 1,500 円/月 |
| | 購読書（学年に応じて） | 410 円～470 円/月 |
| 特定負担額 | 必要があれば設定する。 （設定の場合は保護者全員の同意必須） | 実費 |
| 特定負担額② *障がい児等利用者で加配職員を必要とする場合 | 障がい児等加配職員費用 加配指導員等配置費用 （マンツーマンの加配が必要な時間帯のみ） | 加配時間×1,200～1,500 円 /時給 |
| 特定負担額③ | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者等負担金（年額）一般 | 260 円/年 |

※その他、追加費用が発生することがあります。*受領の際には領収書を発行します。

《物品料金表》

| 制服等 | 料金 | 備考 |
|--------------|--------------|------------|
| スモック | 1,970 円 [税込] | 全員 |
| スモック（ノースリーブ） | 1,930 円 [税込] | |
| 体操服 | 2,370 円 [税込] | 3歳児以上で購入予定 |
| 体操パンツ | 1,560 円 [税込] | |
| 入園時の購入学用品 | 料金 | 備考 |
| のり | 170 円 [税込] | 全員 |
| クレヨン（16色） | 800 円 [税込] | 全員 |
| カラー帽子 | 1,500 円 [税込] | 全員 |
| 防災頭巾 | 2,200 円 [税込] | 全員 |
| 自由画帳 | 1,040 円 [税込] | 全員 |
| B4 ファイル | 160 円 [税込] | 全員 |
| 粘土 | 400 円 [税込] | 1歳児以上 |
| 粘土ケース | 400 円 [税込] | 1歳児以上 |
| 粘土板 | 650 円 [税込] | 1歳児以上 |
| 名札 | 150 円 [税込] | 3歳児以上 |

| | | |
|-------------|------------|--------|
| はさみ（キャップ付き） | 500 円 [税込] | 3 歳児以上 |
| 色鉛筆 | 880 円 [税込] | 4 歳以上 |
| その他 | 実費 | 対象者のみ |

※上記価格は変動がある場合もございますので、ご承知ください。

※購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします。

| 教材費・特別行事費 | 料金 | 備考 |
|-----------|---|---------------------------------------|
| 教材費 | 実費 ご家庭にて教材を購入いただきますので、園での教材費は必要最小限の徴収とさせていただきます。 | 教材購入が必要な場合は品目・料金等については文書等にて事前通知いたします。 |
| 特別行事費 | 各 50 円～1,000 円（主に交通費・レンタカー等） | 園外活動交通費・農業体験 クリスマス会・食育等 |
| 課外学習費用等 | 実費（交通費、施設使用料等） | 必要に応じて実費徴収 |

※購入品および実費徴収が必要な場合は、事前に品目・料金等については文書等にて通知いたします。

第 1 1 章 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定の失効および園の利用条件を満たさない場合。
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 章 緊急時の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | かみさわクリニック（小児科） |
| 医師名 | 鈴木 眞砂 |
| 所在地 | 名古屋市緑区神沢 1-2007 |
| 電話番号 | 052-877-6647 |

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | いわみ歯科クリニック |
| 医師名 | 岩味 潤 |
| 所在地 | 名古屋市緑区神沢 2-421-1 |
| 電話番号 | 052-875-0418 |

(2) 任意賠償保険等への加入

当事業所では、常時・平常時を問わず、園童の保護には十分な注意を以ってあたりますが、不慮の事故の場合に備えて「総合賠償責任保険」に加入しており、園内外での万一の重大な事故について保障範囲内で賠償を受けることができます。加入保険：東京海上日動 施設賠償責任保険、超ビジネス保険

注) 登園中の園児の病気・けが、地震・火災等への対応については親権者及び送迎者の責任において対処することとなっております。(園は責任を負わない事とする。)

保険内容 対人・対物共通 1事故1億円 1名あたり1億円

取扱代理店：株式会社東海 21（名古屋市天白区天白町野並笹原 1 5 3 3 - 2 5）

◇東京海上日動火災保険株式会社

| 保険種類 | | 保険目的 | 補償内容 | |
|---------|-------|--------------------------|---------|-----------|
| 火災保険 | | 名古屋市緑区神沢 2 丁目 1409 番地 | 建物火災 | 8400 万円 |
| | | | 建物地震 | 2520 万円 |
| 賠償責任保険 | 施設賠償 | 名古屋市緑区神沢 2 丁目 1409 番地 | 対人・対物共通 | 1名 1億円 |
| | | | | 1事故 1億円 |
| | | | 免責 | 10 万円 |
| | 生産物賠償 | 弁当（給食） | 対人 | 1名 1億円 |
| | | | | 1事故 3億円 |
| | | | | 保険期間中 3億円 |
| 対物（保管物） | | 1事故 500 万円 | | |
| | | 保険期間中 500 万円 | | |
| 傷害保険 | | 園児全員 | 死亡・後遺症 | 1000 万円 |
| | | | 入院 | 1000 円 |
| | | | 通院 | 3000 円 |

【独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入】

企業主導型保育事業所健生ナーサリーに在学する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長に提出してください。また、災害共済給付の請求手続

きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によります。

詳しくは Web にてご確認ください。[独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度](#)

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|--|--|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの | 医療費 ●医療保険並の療養に関する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病 ・負傷による疾病 | ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 障害 | 学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害 | 障害見舞金 4,000 万円～82 万円 (通学中の災害は 2,000 万円～44 万円) |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000 万円 (通学中の災害は 1,500 万円) |
| | 突然死 運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 3,000 万円 (通学中の災害は 1,500 万円) |
| | 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,500 万円 (通学中の災害も同額) |

第 13 章 非常災害対策・新型コロナウイルス感染症対策

| | |
|--------------------------------|---|
| 暴風警報発令時 | <ul style="list-style-type: none"> ・開園中に発令は、事業所長（管理者）の判断によりお迎えをお願いします。（状況に応じて、できるだけ早くお迎えにきてください。） ・開園時間外の発令は、午前 6 時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため登園を見合わせてください。 ・保育時間中に解除された場合は、施設の保全状態を確認の上、受託すること。なお、警報解除時の保育の再開については、園内の安全確認に要する時間、職員の参集に要する時間を考慮して、2 時間以内に再開をする。 <p>*ただし、園児の安全が保証されない場合は臨時休園となる場合があります。</p> |
| 高齢者避難開始 避難指示（緊急） 特別警報発令時 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育時間中に発令された場合は、解除されるまで休園とし、保護者にお迎えを依頼する。園児は、引き取りが完了するまで保育。必要に応じて、園児と共に避難所へ避難する。（最終避難場所：神沢中学校） |

| | |
|---------|---|
| | ・保育時間外に発令された場合は、解除されるまで休園とする。 |
| 避難訓練 | ・当事業所は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 |
| 非常災害用備蓄 | ・当事業所は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めるものとする。 |

【新型コロナウイルス感染対策等について】

最新の通知については随時、国・自治体からの通知・通達・要請に応じて対応を図ります。

第14章 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第15章 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16章 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|--|--|
| 当園苦情相談窓口 | 苦情解決責任者 保育責任者および法人担当者・役員 苦情受付担当者 保育責任者 |
| 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター (第3者窓口) | 名古屋市北区清水四丁目17番1号 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く) |

第17章 その他留意していただきたいこと

(1) 入園後の退園処分について

入園後、園の規程・規則等を順守できなかった場合、園の風紀を乱す行為、当園の名誉を傷つける等の行為、利用児童および保護者の行為・行動が園の運営に支障をきたす場合、体調や疾病・疾患等で園生活の継続ができないと園が判断した場合、その他園が通園生活の継続が好ましくないと判断した場合など退園と判断されるケース等に該当した場合は、名古屋市と協議の上、退園していただく場合があります。

(2) 保育園における与薬について（保護者の方へ）

(1) お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に

代わって与えます。この場合は万全を期すため「[投薬連絡票](#)」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園に手渡していただきます。

（2）薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。

（3）保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。

（4）座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。

なお使用に当たっては、その都度保護者にご連絡しますのでご了承ください。

（5）初めて使用する座薬については対応できません。

（6）「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら...」「発作が起こったら...」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。

（7）慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。

（8）持参する薬について

1.医師が処方した薬には必ず「連絡票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。

2.使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください

3.袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

（9）主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。

[投薬に関する連絡票ダウンロード](#)はホームページから入手可能です。

（3）個人情報保護に関する

（有）健生メディカルコーポレーション及び健生キッズベア、以下「当社」は、個人情報保護に関する取り組み方針として、次のとおり、個人情報の保護の宣言を公表いたします。

1.関係法令等の遵守

当社は、「個人情報保護に関する法律」等に基づく、個人情報保護の基本方針及び管理規定を設定し、全職員に周知しました。更に、継続的に個人情報保護の研修等を実施することにしました。

2.利用目的

当社は、関係者の同意を得た場合及び関係法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的以外の個人情報を使用しないことにします。

3.安全管理措置

当社は、個人情報を正確かつ最新の内容になるように努めながら、個人情報の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。

4.継続改善

当社は、個人情報の適切な取り扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的

な改善に努めて参ります。

5.開示等の請求手続き

当社は、保有する個人データに関し、関係者から開示、訂正、利用の停止等のお申し出があった場合に、関係のご本人であることを確認させていただき、適切かつ、迅速な回答に努めてまいります。

第18章 各種処遇改善等加算・キャリアパスについて（各種処遇改善加算等）

企業主導型保育事業における実施要綱及び助成要領、処遇改善等加算の留意事項に定める要件を遵守し対象職員へ処遇改善加算およびキャリアパス等を実施する。また、保育士等処遇改善臨時加算（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）実施

※企業主導型保育事業費補助金実施要綱（別紙2）（別紙3）、その他関係通知等

※対象外の職員については、法人独自の処遇改善・キャリアパス等により対応する。

第19章 資金計画(運営)について

保育園運営のための通常経費は、児童育成協会より給付される運営費および保護者徴収の保育料、その他の収入にて適切に運営を行う。

第20章 職場におけるハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントの防止のため（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント、その他）の対策、マニュアル策定し対策を講じる。

※この事業計画書の内容は、2023年4月～現在の情報です。